

地方独立行政法人くらはて病院 令和3年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 病院及び介護老人保健施設としての役割

(1) 救急医療体制の充実

地域住民の救急医療のニーズにこたえるため、24時間365日の救急体制を維持する。今計画より、救急車の応需率を把握し、当院で対応可能な救急患者をできるだけ多く、診療できる体制を構築していく。当院で対応が困難な疾患患者に対しては引き続き近隣の高度急性期病院と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
救急搬送受入患者数	587人	500人
救急車応需率	—%	90%
時間外受入患者数	1,860人	1,302人

(2) 不足する医療機能の補完

当院に常勤医師が不在で、地域で補完できていない眼科及び耳鼻咽喉科は非常勤医師による外来診療を継続していくとともに需要に応じた診療体制を構築する。

子育て世代から要望の多い小児科に関しては、常勤医師を招聘し、かかりつけ医として安心して受診できる診療体制を提供する。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
眼科診療日数	半日×2回/週	半日×2回/週
耳鼻咽喉科診療日数	半日×3回/週	半日×3回/週
小児科診療日数	半日×3回/週	常勤

(3) 予防医療の取り組み

行政や関係機関等と連携し、地域住民への健診・検診を推進し、住民の健康の維持・増進を目指す。

健康教室は、生活習慣病などのテーマを十分な感染対策を行った上での開催とするが、新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、パンフレットなどでの啓発を行い健康の維持増進を図る。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
検診受診者数	429人	391人
健康教室参加者数	351人	100人

(4) 介護サービスの提供

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の受入制限を継続せざるを得ない運用となるため、通所者や入所者は前年度と同様の利用者の確保を目指す。病院から独立した運用となるが、医療安全対策や感染防止対策は医療機関の取り組みと同様のものとし常に質の向上を図り、利用者に安全安心なサービスを提供し在宅生活の維持や施設生活の充実を図る。

居宅介護支援事業所は、開設から2年が経過し、登録者も増加している。登録者のニーズと必要性を的確に捉え、在宅での生活が円滑に行えるサービスが提供できるよう関係者と調整を図っていく。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
利用者数（入所）	18,709人	20,440人
利用者数（通所）	14,848人	15,450人
居宅介護支援事業所利用者数	371件	600件

(5) 積極的な情報発信

新病院開院に併せて新たなホームページへリニューアルを図る。ホームページでは、受診するに当たり必要な情報として、診療体制、当院で行う診療機能の紹介、また技術部門及び看護部門等の特徴を分かりやすく表現する。

情報誌は今年度も2回の発刊を予定するとともに、町の広報誌を活用した疾病予防や健康増進に関する情報提供も継続して行う。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
情報誌年間発刊数	2回	2回

(6) 災害時における対応

鞍手町唯一の病院として、災害発生時に医療救護活動の拠点として機能できるよう整備を行う。

近年、頻発する自然災害に関しては、福祉避難所として迅速かつ的確に対応できるよう、病院及び介護老人保健施設ともに整備を行う。

新型コロナウイルス感染症対策において、昨年度と同様に発熱外来での対応に加え院内でのPCR検査を実施することで感染拡大を出来る限り未然に防ぐ体制を継続する。

2 利用者本位の運営の実践

(1) 利用者中心の医療・介護の提供

病院や施設利用者に対して、疾病や身体の状態を的確に捉え、また利用者やその家族のニーズと併せて主治医及び地域連携室が中心となり、法人の病院や介護老人保健施設に限らず利用者にとって最適な療養環境が提案できる体制を構築する。

入退院や当法人の利用の有無に限らず、医療、介護、福祉及び保健などの様々な相談に気軽に利用できる地域連携室の整備を行う。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
相談件数（病院）	4,753人	5,228人
相談件数（介護老人保健施設）	507人	528人

(2) 利用者の満足度の向上

診療内容、接遇及び環境の項目において利用者満足度のアンケート調査を実施し、その分析結果を基に改善を行う。また、利用者から直接意見を伺う意見箱も設置することで、様々な問題点や改善点を把握し利用者満足度の向上につなげていく。

		令和元年度実績値	令和3年度目標値
患者満足度調査（診療内容）	（入院）	65.0%	70.0%
	（外来）	65.0%	70.0%
患者満足度調査（接遇）	（入院）	69.0%	70.0%
	（外来）	66.0%	70.0%
患者満足度調査（環境等）	（入院）	56.0%	90.0%
	（外来）	34.0%	90.0%

3 良質な医療・介護の提供

(1) チーム医療の推進

患者中心の医療を提供するために、今後に必要なチームを編成し、チーム医療の推進を図る。医療法や診療報酬上定められた、医療安全、院内感染及び褥瘡対策は基より認知症や骨粗鬆症のチームを発足し良質な医療及び介護の提供を行う。

(2) 安心安全な医療・介護サービスの提供

安心安全な医療・介護サービスを提供するために、医療安全や感染防止についての研修会を開催するとともに、参加が不可能な職員に関してはビデオ研修などができる環境を提供し、法人職員全員が参加できるシステムを維持していく。特に感染対策については、院内感染防止対策委員会を中心に、常に最新の情報や国内外の科学的エビデンスを収集し迅速に啓発・徹底することで、院内感染の防止に努める。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
医療安全院内研修会の開催	9回	12回
医療安全院内研修参加率	96.9%	97.0%
院内感染防止対策研修会の開催	2回	2回
院内感染防止対策研修会参加率	98.3%	98.5%

(3) 人材育成

院内、院外を問わず、職務、職責に応じた研修会に参加できるように支援を行う。

専門的知識・スキルを有した人材の育成を図るため、各種認定資格等の取得支援を行う。

また、幅広く実習生の受け入れを行い、後進を育成する中で、将来の採用候補の発掘と実習指導による自身のスキルアップを図る。

4 地域包括ケアシステムの推進

(1) 高次機能医療機関との迅速かつ円滑な連携

救急医療体制の充実を図ることで、より多くの患者を受け入れることとなるが、受入患者の中には当院での診療の継続が難しい患者が存在する。当該患者に関しては、近隣の大学病院や高次機能医療機関と連携を図り迅速に対応できる体制を維持する。また、大学病院や近隣高次機能医療機関からの患者の受け入れに関しては地域連携室を中心に円滑な受け入れを行える体制の整備を行う。

(2) 地域との連携・訪問の推進

行政、近隣の医療機関、介護事業所及び関連団体と連携・協力し、病院が有する人材、環境及び医療機器等の機能を効果的に活用し病診連携の更なる強化を図る。

町内の医療や介護に従事者に対して、専門的な知見から提言や情報提供を実施することで地域全体のレベルアップを図る。

在宅サービスにおいては、法人の訪問看護ステーションが中心となり、病院や近隣医療機関と連絡調整を図りながら、在宅でも安心して医療や介護の提供が受けられるよう、24時間365日において地域住民の健康維持をサポートしていく。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
紹介率（全体）	37.5%	26.3%
紹介件数（町内医療機関）	399件	279件
逆紹介率（全体）	18.5%	13.0%
逆紹介件数（町内医療機関）	200件	140件
訪問看護ステーション利用者数	73人	73人
訪問看護ステーション延べ利用件数	2,796回	2,847回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の確立

(1) 運営管理体制の確立

地域の医療・介護需要を的確に把握し対応ができるよう、また、年度計画の進捗状況を把握し、院内の理事による会議を月2回開催し問題点の洗い出しや改善策を協議し迅速な対応を行うこととする。理事会のほか、各委員会でも進捗の確認や対応策を検討し実施していく。

(2) 職員参画意識の高揚

中期計画や年度計画を全職員に周知し、達成状況を運営会議で報告するとともに、全ての職員が閲覧できる仕組みを構築する。

現場の意見や発想を早期に受け取れるよう、システムで意見や発想が提案できる仕組みを構築する。その意見や発想を理事会や関係部署で協議し、実施可能なものは早急に取り入れ業務への反映を行う。

人事評価制度の新たな構築に着手し、内容は職員のモチベーション維持・向上となるようなものとする。

(3) 職場環境の充実

安全衛生委員会にて、毎月の労働状況を把握し過重労働対策を行う。ストレスチェックの結果や過重労働者に産業医との面談を促し、職員のメンタルヘルス対策を積極的に取り組むことで、休職や離職率の増加を抑制する。さらに、職員満足度調査を実施し、その内容を分析することで、働きやすく、働き甲斐のある職場環境の充実に図る。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
離職率	3.0%	8.0%
超過勤務時間	8,265 時間	9,091 時間
職員満足度調査	—	70%

(4) 適切かつ弾力的な人員配置

基本的な各職種必要な人員数を定め、計画的な運営が行えるようにする。新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度の看護の人員配置は感染状況により増員とせざるを得ないことも想定されるが、最大限効率的かつ効果的な配置を行っていく。また、職種によっては時差出勤を行うことで効果的な報酬の算定やサービスの向上に努めるなど弾力的な人員配置や勤務形態を取り入れる。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営基盤の強化

(1) 収支の適正化

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続きと考えられるが、感染防止と収支の適正化の両立を目指す。各科の診療状況の分析を行い、その情報を基に増収へお取り組みや介護報酬改定に対しての適切な対応へと繋げ、収入幅の増加につなげていく。また、他院との連携を図ることで患者受け入れを積極的に行い、適切なベッドコントロールを行なうことで入院患者獲得を図る。

支出の削減においては、診療材料及び日用消耗品、医療用医薬品をそれぞれ1社からの購入を継続することで、スケールメリットのある価格での購入とし支出の節減につなげる。また、新病院に係る医療機器の購入はベンチマークシステムを有効活用し、保守に関しては複数年契約や複合契約などにより、支出の節減に努める。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
入院単価（一般病床）	31,677 円／日	32,283 円／日
病床稼働率	67.6%	78.0%
外来単価	15,228 円／日	12,996 円／日
平均外来患者数 ※1	189.2 人／日	228.0 人／日
居室稼働率（老健入所）	85.4%	93.0%
平均通所者数（老健通所）	48.2 人／日	50.0 人／日
経常収支比率	82.9%	84.6%
職員給与比率 ※2	68.8%	69.4%

※1 予防接種、検診受診者数を除く。

※2 収入に対する職員給与費の割合

一日平均患者数

(単位：人)

	入院（一般）		外来	
	令和元年度実績	令和3年度目標	令和元年度実績	令和3年度目標
呼吸器内科	15.3	14.0	13.0	16.0
消化器内科	10.1	10.0	12.0	12.0
循環器内科	0.0	5.0	15.0	19.0
腎臓・透析	0.0	4.0	11.0	18.0
神経内科	4.2	2.0	6.0	8.0
糖尿病内科	3.4	5.0	10.0	14.0
内科	9.3	15.0	18.0	15.0
外科	6.0	8.0	10.0	15.0

整形外科	15.0	15.0	54.0	60.0
皮膚形成外科	1.0	2.0	13.0	14.0
脳外科	—	—	2.0	2.0
泌尿器	2.5	2.0	8.0	14.0
小児科	—	—	1.0	5.0
眼科	—	—	10.0	10.0
耳鼻咽喉科	—	—	5.0	5.0

(2) 役割と費用負担の明確化

診療科や診療機能の更なる充実を図り、救急患者の積極的な受入から在宅医療・介護までの多様な範囲を網羅する医療及び介護サービスの提供を行う。

常に医療や介護ニーズを的確に捉え、柔軟な対応を行うことで地域住民にとって必要不可欠な病院となることを目指す。

不採算になることが想定される政策的な医療及び介護の取り組みに関する運営負担金の繰入については個別に検討を行い、基準以外の受入を発生させることのないよう効率的な法人経営に努める。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省副大臣通知)に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 予算 (令和3年度)

(単位：千円)

区 分		金 額
収入		
営業収益		3,285,141
医業収益		2,716,256
介護老人保健施設事業収益		346,159
運営費負担金収益		221,525
その他営業収益		1,200
営業外収益		10,347
運営費負担金収益		5,347
医業営業外収益		2,000
介護老人保健施設営業外収益		3,000
一般管理営業外収益		0
資本収入		4,689,176
運営費負担金収益		44,376
長期借入金		2,412,400
その他資本収入		2,232,400
その他収入		0
計		7,984,664
支出		
営業費用		3,518,866
医業費用		2,869,241
給与費		2,001,746
材料費		426,414
経費		436,081
研究研修費		5,000
介護老人保健施設営業費用		343,303
給与費		225,894
材料費		31,154
経費		86,155
研究研修費		100
一般管理費		306,323
給与費		65,342
経費		240,980
営業外費用		20,320
医業営業外費用		17,320
介護老人保健施設営業外費用		0
一般管理営業外費用		3,000
資本支出		4,774,183
建設改良費		4,644,800
償還金		129,383
その他資本支出		0
その他の支出		0
計		8,313,369

3 収支計画 (令和3年度)

(単位：千円)

区 分		金 額
収益の部		3,353,755
収益の部	営業収益	3,343,408
	医業収益	2,716,256
	介護老人保健施設事業収益	346,159
	運営費負担金収益	221,525
	資産見返運営費負担金戻入	44,376
	資産見返補助金戻入	13,891
	資産見返物品受贈額戻入	0
	その他営業収益	1,200
	営業外収益	10,347
	運営費負担金収益	5,347
	医業営業外収益	3,000
	介護老人保健施設営業外収益	0
	一般管理営業外収益	2,000
	臨時利益	0
費用の部		3,962,518
費用の部	営業費用	3,942,198
	医業費用	3,203,341
	給与費	2,001,746
	材料費	426,414
	経費	436,081
	減価償却費	334,100
	研究研修費	5,000
	介護老人保健施設営業費用	354,669
	給与費	225,894
	材料費	31,154
	経費	86,155
	減価償却費	11,366
	研究研修費	100
	一般管理費	384,188
	給与費	65,342
	経費	318,846
	営業外費用	20,320
	医業営業外費用	17,320
	介護老人保健施設営業外費用	0
一般管理営業外費用	3,000	
臨時損失	0	
純損失		608,763
目的積立金取崩額		0
総損失		608,763

4 資金計画 (令和3年度)

(単位：千円)

区 分		金 額
資金収入		8,659,199
資金収入	業務活動による収支	3,285,140
	診療業務による収入	2,716,256
	介護業務による収入	346,159
	運営費負担金による収入	221,525
	その他の業務活動による収入	1,200
	投資活動による収入	10,347
	運営費負担金による収入	5,347
	その他の投資活動による収入	5,000
	財務活動による収入	4,709,176
	長期借入れによる収入	4,664,800
その他の財務活動による収入	44,376	
前事業年度よりの繰越金		654,536
資金支出		8,659,199
資金支出	業務活動による支出	3,539,186
	給与費支出	2,292,982
	材料費支出	457,568
	その他の業務活動による支出	788,636
	投資活動による支出	4,664,800
	有形固定資産の取得による支出	4,664,800
	その他の投資活動による支出	0
	財務活動による支出	129,383
	長期借入金の返済による支出	6,415
	移行前地方債償還債務による支出	120,597
その他の財務活動による支出	2,371	
次期中期目標の期間への繰越金		325,830

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

300百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な支出への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

現病院の敷地等については、法第42条の2の規定により設立団体である鞍手町と協議のうえ、令和3年度以降に納付等を行う。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料等

- (1) 法人の施設を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前項の規定によらない使用料及び手数料は、理事長が別に定める。
- (4) 前2項の規定により難しい診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。
- (5) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料等の減免

理事長は、特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより使用料及び手数料を減免することができる。

第10 其他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則（平成24年鞍手町規則第19号）第6条に定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画（令和3年度）

（単位：千円）

	予定額
施設・設備の整備	3,833,800
医療機器等の整備・更新	811,000

(2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

ア. 国民健康保険診療施設の役割

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、被保険者へ適切な医療を提供することはもとより、検診の促進、疾病予防等健康増進事業にも取り組む。またジェネリック医薬品の採用促進などにも努め、国民健康保険医療費適正化に寄与する。

イ. 介護施設及び整備に関する計画

建設後20年が経過した新館棟の整備や診療所の開設、新規及び更新医療機器の整備においては、計画に沿って行う。

ウ. 地域医療の充実と健全経営の両立

福岡県が定める「地域医療構想」及び「地方独立行政法人くらて病院整備基本構想」に則り、地域住民が安全安心に生活できるよう、不足する診療機能の補完及び良質な医療・介護の提供を行う。